

観光かごしま大キャンペーン推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、観光かごしま大キャンペーン推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、新しい観光かごしまの魅力を全国的にPRするため、県、県観光連盟、市町村、観光関係団体、業界等が一体となって、積極的な観光広報宣伝を展開することによって、一層の観光客誘致を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 鹿児島県観光の紹介宣伝活動に関する事業。
- (2) 観光客の誘致促進に関する事業。
- (3) イベントの実施、展開に関する事業。
- (4) 観光客の受入態勢の整備に関する事業。
- (5) その他当協議会の目的達成に必要な事業。

(組 織)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する機関、団体、企業等をもって構成する。

2 会員は、正会員及び賛助会員とする。

(役 員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 理 事 23名以内(会長、副会長を含む。)
- (4) 監 事 2名

2 役員は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計及び業務の状況を監査する。

(会 議)

第7条 協議会の会議は、総会、理事会、事業推進会議、運営幹事会とする。

(総 会)

第8条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画, 収支予算及び事業報告, 収支決算
- (2) 規約の制定及び改正
- (3) その他会長が必要と認めた事項

3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

4 総会は、正会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

5 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第9条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会から委任された事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

3 前条第3項、第4項及び第5項の規定は、理事会について準用する。

(事業推進会議)

第10条 事業推進会議は、事業推進委員をもって構成する。

2 事業推進会議に委員長及び副委員長を置く。

3 事業推進会議は、委員長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 事業の円滑な推進に関する事項
- (2) その他理事会が必要と認めた事項

(運営幹事会)

第11条 運営幹事会は、幹事をもって構成する。

2 運営幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 運営幹事会は、幹事長が招集し、次の事項を審議する。

(1) 事業の具体的な実施に関する事項

(2) その他理事会及び事業推進会議が必要と認めた事項

(事務局)

第12条 協議会の事務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、(社)鹿児島県観光連盟に置く。

3 事務局長は、(社)鹿児島県観光連盟事務局長の職にある者をもって充てる。

4 事務局の行う事務に必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第13条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第14条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成7年5月19日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成8年4月1日から施行する。

2 改正後の観光かごしま大キャンペーン推進協議会規約第14条の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

1 改正後の観光かごしま大キャンペーン推進協議会規約第10条の規定は、平成11年5月31日から適用する。